

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡由裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4QF61KK00040		4RRA1CR0099 0001					
品名 または 件名							
残飯処理 ほかに1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
70,000.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				豊川駐業 補給科 糧食班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
豊川駐業 補給科 糧食班				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年3月14日（木）13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和6年2月29日（水）～令和6年3月13日（水）（0900～1500）

（土日については電話連絡をお願い致します）

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 豊川駐屯地業務隊 糧食班 増田

電話番号 0533-86-3151（内線：3340）

契約班担当者 第308会計隊 永井

電話番号 0533-86-3151（内線：3337）

FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

- (1) 入札金額は、各品目に対する単価及び予定数量をそれぞれ乗じ、その総和(以下「予定総価」という。)を記載することとし、予定総価をもって落札決定とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による入札にご協力をお願い致します。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項

ア 談合等の不正防止に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

ウ 単価契約に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

予定総価

総額（予定総価）決定（消費税抜）

総額（予定総価）が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

(1) 郵便による入札については、**令和6年3月14日（木）12時00分必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(2) 電報・電話等による入札は認めません。

(3) 入札に参加する者は、**令和6年3月13日（水）17時00分までに**資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(5) 市場価格調査にご協力をお願いします。

(6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。

(7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井

0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）

(8) 仕様内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 補給科 糧食班 担当：増田

0533-86-3151 内線(3340)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



仕 様 書

調達要求番号：4RRA1CR0099

陸上自衛隊仕様書		
件 名	仕 様 書 番 号	
残飯処理ほか1件	作 成	令和6年2月28日
	作成部隊等名	豊川駐屯地業務隊

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊の豊川駐屯地（以下、「官側」という）における残飯処理等の部外委託について規定する。

2 対象となる残飯

以下の残飯で、努めて水切りして、串・ビニール等の異物が混入していないもの

- (1) 主食、副食の残
- (2) 下処理・調理時に発生する肉・野菜屑等の残

3 役務内容

件名	単位	予定数量
1 残飯処理	Kg	70,000
2 残飯収集運搬	回	246

4 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 実施要領

(1) 収集運搬

受託者は、収集運搬日の1カ月前を基準に官側と調整し、陸上自衛隊豊川駐屯地食堂北側の残飯置き場から残飯を収集、豊川市清掃工場へ運搬する。

なお、搬出は原則として豊川市清掃工場稼働日0700～1100の間に実施するのを基準とする。

(2) 処 理

収集運搬した残飯は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、適正に処理をする。

(3) 資器材等

収集運搬に必要な車両、容器（ビニール袋等）は、請負業者負担とする。

6 請負業者は、官側の指名する検査官の立会のもと収集を実施する。
この際の計量は、官側が実施し、請負業者は確認する。

7 所有権移転時期

所有権は、収集が完了した時をもって業者へ移転する。

8 特記事項

- (1) ビニール袋については、1カ月分をまとめて前週の月曜日までに官側に提出すること。細部は、官側との調整による。
- (2) この仕様書に定められていない事項について疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

9 担当者

豊川駐屯地業務隊 補給科糧食班長 増田 敬助 （内線：3340）

